

蒲郡市小中学校PTA連絡協議会会則

- 第1条(名称) 本会は、蒲郡市小中学校PTA連絡協議会(市P連)と称する。
- 第2条(事務所) 本会の事務所は、蒲郡市教育委員会生涯学習課に置く。
- 第3条(目的) 本会は、蒲郡市内の小中学校、義務教育学校単位PTA相互の連絡を密にし、児童・生徒の健全育成と併せて、蒲郡市の教育の振興に寄与する事を目的とする。
- 第4条(会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同する市内の小中学校、義務教育学校の代表者とする。
代表者は原則として各単位PTA会長、副会長(保護者2)、各学校長とする。
また、本会の目的に賛同する市内の小中学校、義務教育学校単位PTAは、本会の加入団体となる。
- 第5条(事業) 本会は、第3条の目的を達するために次の事業を行う。
1 会の目的達成を図るための講習会、研修会等の開催。
2 会の目的達成に必要と認められる教育関連事業への参加協力。
3 上部団体(日P、県P連、三河P連等)の事業への参加協力。
4 市内の小中学校、義務教育学校の環境改善への取り組み。
5 会員相互の親睦と情報の交換。
6 その他、目的達成に必要と認められる事業。
- 第6条(役員) 本会は、下記の定める役員を置く。役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、会長が必要と認めた場合には、役員会の承認を得て、下記以外にも特別な役員を置く事ができる。
会 長 1名(保護者1)
副会長 3名(保護者2、教師1)
書 記 4名(保護者2、教師2)
会 計 3名(保護者2、教師1)
会計監査 3名(保護者2、教師1)
家庭教育委員 1名(副会長(保護者)のうち1名が兼務)
- 第7条(役員の任期) 本会の役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。
補欠選任の場合は、前任者の残任期間とする。
- 第8条(役員の任務) 1 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故がある時は、その任務を代行する。
3 書記は各会議の議事、活動の記録を作成保管すると共に総会においてこれを報告し、会長の指示によって本会の通信並びに庶務を担当する。
4 会計は総会で決定した予算に基づいて、全ての会計事務を処理すると共に総会においてこれを報告し、本会の財産を管理する。
5 会計監査は本会の全ての会計を監査する。
6 第6条に掲げる全役員はその他の会務を分担し、会の円滑な運営にあたる。
- 第9条(会議) 本会の会議には、総会、役員会があり、その全てを会長が招集する。
1 総会は、全会員(各学校保護者3、教師1)を以て構成し、その3分の2以上の出席(委任状を含む)にて成立する。
2 総会は、会則の審議、改定、役員を選出、諸活動の審議、予算・決算の審議承

認を行う。

- 3 役員会は、第6条に定める役員にて構成し、会長が必要に応じて開催し、総会の原案作成、協議、討議事項の処理、緊急事項の処理を行う。
- 4 会長が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要請があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 5 議事の決議は、その出席者の過半数によって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第10条(顧問) 本会には、顧問を置くことができる。顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

第11条(会計) 本会の経費は、下記によって充てる。

- 1 加入団体の負担金
- 2 寄附金
- 3 補助金
- 4 その他

負担金は、均等割1校につき5,000円、学級割1学級につき250円、人数割1人につき44円とし、本会会計より請求がありし加入団体は、速やかに納入しなければならない。

第12条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条(その他) 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則、諸規定等は、役員会の決議を得て会長がこれを定める。

第14条(会則の改定) 本会則の改定増補は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

- 1 本会則は、昭和29年4月1日より適用する。
- 2 本会則は、昭和41年4月1日より一部改定して適用する。
- 3 本会則は、平成8年4月26日より一部改定して適用する。
- 4 本会則は、平成9年5月16日より全面改定して適用する。
- 5 本会則は、平成13年5月10日より一部改定して適用する。
- 6 本会則は、平成23年2月23日より一部改定して適用する。
- 7 本会則は、平成28年4月1日より一部改定して適用する。
- 8 本会則は、令和6年4月1日より一部改定して適用する。
- 9 本会則は、令和8年5月28日より一部改定して適用する。